

災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と学校法人五島育英会東急自動車学校（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料等（ガソリン、軽油、灯油その他燃料をいう。以下同じ。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内で大規模な災害が発生した場合に、多摩市地域防災計画に基づく災害時における応急・復旧対策に関し、甲の乙に対する燃料等の供給協力依頼に必要な事項を定めることにより、もって災害応急・復旧対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（燃料等の供給）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対応に係る車両等を運行するために乙の提供する燃料等が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し燃料等の供給を依頼する場合は、燃料供給協力依頼書兼受諾書（第1号様式。以下「依頼書兼受諾書」という。）により、必要な品目、数量及び日時を指定して、燃料等の供給に係る協力を依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で燃料等の供給に係る協力を依頼し、事後に依頼書兼受諾書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の協力依頼があったときは、乙が可能と判断する範囲で、甲に対し燃料等の供給について協力するものとする。

4 前項により乙が協力する場合は、依頼書兼受諾書にて、協力の内容を明示する。

5 燃料等の供給は、乙の指定する場所において行う。

（費用負担）

第3条 甲は、第2条第3項により供給を受けた燃料等の実費相当額（以下「燃料代金」という。）を負担するものとする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、燃料等の供給が完了したときは、燃料等納品書（第2号様式）を添えて、燃料代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの燃料代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、原則として、請求日から起算して30日以内に乙に対し代金を支払うものとする。ただし、燃料代金の支払に当たって、甲において予算上の措置を必要とする場合は、甲乙協議の上、支払期限を延長することができる。

（防災訓練等への参加）

第5条 乙は、多摩市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定による業務の遂行に関し知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この協定による業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までとする。
ただし、期間満了日の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年10月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 市長 阿部裕行

乙 東京都多摩市唐木田三丁目6番
学校法人 五島育英会 東急自動車学校
代表者 校長 白石 明

第1号様式（第2条関係）

多 第 号
年 月 日

学校法人 五島育英会 東急自動車学校
校長 殿

多摩市長

燃 料 等 供 給 協 力 依 頼 書 兼 受 諾 書

「災害時における燃料等の供給協力に関する協定書」第2条第2項の規定により、災害応急対策に必要な燃料等の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

品 目 名	数 量
ガ ソ リ ン	リットル
軽 油	リットル
灯 油	リットル
そ の 他 ()	リットル
給 油 日 時	年 月 日
そ の 他	

※ 連絡先： 部 課 担当 電話

上記ご依頼に対し、ガソリン ㍉、軽油 ㍉、灯油 ㍉、その他() ㍉
の供給協力について受諾いたします。

年 月 日
学校法人 五島育英会 東急自動車学校
校長

多摩市長

殿

学校法人 五島育英会 東急自動車学校
校長

燃 料 等 納 品 書

「災害時における燃料等の供給協力に関する協定書」第4条第1項の規定により、多第 号に基づきご依頼いただいた件、下記のとおり納品します。

記

	品 目 名	数 量
品 目 ・ 数 量	ガ ソ リ ン	リットル
	軽 油	リットル
	灯 油	リットル
	そ の 他 ()	リットル
給 油 日 時	年 月 日	
そ の 他		

※ 連絡先：

部

課 担当

電話